

Affac アフラック生命グループ

就労所得保障保険

契約年齡

満18歳~満75歳

●健康状態やご職業などによりお引受けできない場合があります。

<引受少額短期保険業者>



〒182-8006 東京都調布市小島町2丁目33番地2アフラックスクエア URL https://www.aflac-asi.co.jp/

各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

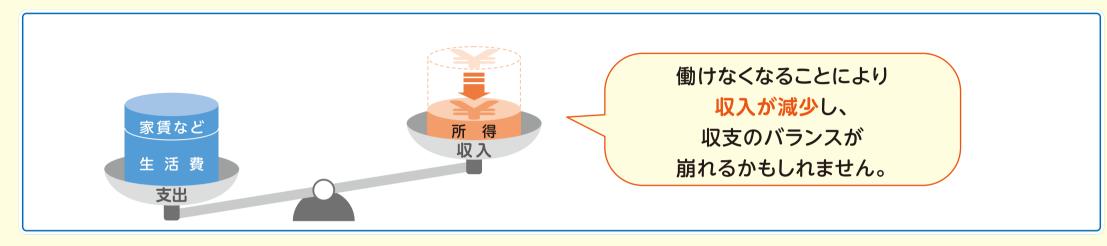
0120-558-075

月曜日~金曜日 9:00~18:00 ※祝日・年末年始を除きます。

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。

ご契約の際には「**契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「約款」**を必ずご確認ください。

病気やケガで働けなくなった場合の備えは十分ですか?



収入が減っても生活に必要な支払いは続きます。



住宅ローン・家賃など





なら、病気やケガで働けなくなったときの 「収入の減少」に備えることができます!



7日以上継続入院した場合に保障

●就労困難一時金は7日以上継続して入院をしたときにお支払いします。



特長

さらに入院後に就労困難状態が継続した場合も保障

●基本タイプの場合、就労困難状態が継続した場合、30日ごとに給付金を最大3回までお支払いします。



業務外の病気やケガによる就労困難状態も保障

●業務中だけでなく、業務外の病気(*1)やケガが原因の入院と、その後の就労困難状態を保障します。

(*1)精神疾患・妊娠・出産等を除く。



手頃な保険料で保障を備えることができます

●入院タイプAプランの場合、月々の保険料は500円(満18歳~満39歳)(*2)

(*2)2024年4月現在の保険料率であり、今後変更となる可能性があります。

保障内容



就労困難状態が継続した場合に備えられる「基本タイプ」、 7日以上継続入院した場合に備えられる「入院タイプ」の2種類から選べます。

			△ プラン	Bプラン	ロ プラン	1回の就労困難状態についての給付金を	通算	保険
タイプ	給付金	支払事由(*1)	支払額			支払う回数の限度	支払限度	期間
	就労困難一時金	病気(*2)やケガを原因として 7日以上継続入院をしたとき	ー時金として 5万円	ー時金として 7.5万円	ー時金として 10万円	10		
基本タイプ	就労所得保障 給付金	病気(*2)やケガを原因として 就労困難一時金が支払われる7日以上の継続入院の後に その入院した原因による就労困難状態(*3)が継続しており、 その状態が入院開始日から、30日、60日、90日の日数を 経過したと医師によって診断されたとき	1回につき 10万円	1回につき 15万円	1回につき 20万円	30	600	1年 (*4)
			A プラン	₿ プラン	© プラン	1回の入院についての給付金を	通算	保険
タイプ	給付金	支払事由(*1)		支払額		支払う回数の限度	支払限度	期間
入院 タイプ	就労困難一時金	病気 ^(*2) やケガを原因として 7日以上継続入院をしたとき	ー時金として 10万円	ー _{時金として} 15万円	ー _{時金として} 20万円	10	60回	1年 (*4)

(*1)支払事由の詳細は「契約概要」「約款」をご確認ください。 (*2)精神疾患・妊娠・出産等を除く。 (*3)お支払いの対象となる就労困難状態の詳細は 8ページ をご確認ください。

(*4)満79歳まで更新することができます。なお、所定の条件に該当した場合は更新できないことがあります。更新後の保険料は、更新時の被保険者の満年齢・職業区分・保険料率によって決まります。



「働くあなたの所得保障保険」の1保険期間のすべての給付金を通算した支払限度額は80万円です。また、給付金には通算支払限度があります。 詳しくは「契約概要」をご確認ください。

具体的なお支払い例(イメージ)

お支払い例 1 骨折

Aさん 男性 35歳(受傷時) 美容師



Aさんは、交通事故で右腕の上腕部を骨折し、骨折箇所をプレートで固定する手術を受けるため、

8日間入院しました。医師から、退院後も1か月は美容師の仕事はできないと診断されたため、仕事を休み、通院しながらリハビリを継続しました。退院から1か月後、美容師の仕事に復帰しました。

〈お受取り例〉

基本タイプ/Cプラン、入院タイプ/Aプランの場合

経過日数		3	80日	8⊟		
入院/就労困難状態		入院 7日日	就労困難状態	30日目 就労困難状	態 お受!	取り額合計
基本 タイプ	就労困難一時金 就労所得保障給付金	10万円		20 万円	基本タイプ	30万円
入院 タイプ	就労困難一時金	10万円			入院 タイプ	10万円

※上記事例は、実際にお支払いした事例ではなく、あくまでも給付金受取の一例となります。治療などの条件はすべての方にあてはまるわけではありません。 記載の給付例は、就労困難状態に該当していることを前提としています。

お支払いの対象となる就労困難状態の詳細は8ページ、給付金などのお支払いについての詳細は「契約概要」「注意喚起情報」「約款」をご確認ください。

具体的なお支払い例(イメージ)

お支払い例 2 子宮筋腫

Bさん 女性 40歳(発症時) 家事代行



Bさんは、子宮筋腫と診断され、子宮を摘出する手術のため7日間入院しました。

医師から、退院後も1か月は家事代行の仕事はできないと診断されたため、1か月間休職した後、仕事に復帰しました。

〈お受取り例〉

基本タイプ/Cプラン、入院タイプ/Aプランの場合

経過日数		30⊟		7日			
入院/就労困難状態		入院	就労困難状態	30	H目 就労困難状態	お受り	取り額合計
基本 タイプ	就労困難一時金 就労所得保障給付金	10	0 万円	20 7	万円	基本 タイプ	30万円
入院 タイプ	就労困難一時金	10	0 万円			入院 タイプ	10万円

※上記事例は、実際にお支払いした事例ではなく、あくまでも給付金受取の一例となります。治療などの条件はすべての方にあてはまるわけではありません。 記載の給付例は、就労困難状態に該当していることを前提としています。

お支払いの対象となる就労困難状態の詳細は8ページ、給付金などのお支払いについての詳細は「契約概要」「注意喚起情報」「約款」をご確認ください。

保険料例・職業区分による引受可否

お仕事内容によって保険料が異なります。職業区分については以下をご確認ください。

■月払保険料例(男女共通)

保険料払込期間:1年

- ●2024年4月現在の保険料率となります。
- ●更新後の保険料は、更新日の被保険者の 満年齢、ご職業、保険料率によって計算します。
- ●満79歳まで更新することができます。 なお、所定の条件に該当した場合は更新 できないことがあります。
- ●基本タイプAプラン・Bプラン、入院タイプ Bプラン・Cプランの保険料については 保険料表をご確認ください。

■職業区分による引受可否

●被保険者のご職業により、A級・B級・引受 不可の区分を設けており、引受の可否と 適用する保険料を決めています。

	基本タイプ Cプラン				
契約日の	就労困難一時金額10万円、就労所得保障給付金額20万円				
満年齢	A級	B級			
20歳	1,560円	1,800円			
30歳	1,560円	1,800円			
40歳	1,600円	1,860円			
50歳	1,980円	2,240円			
60歳	3,560円	4,180円			

入院タイプ Aプラン
就労困難一時金額10万円
A級・B級共通
500円
500円
550円
890円
1,480円

職業区分		主な職業例
ΛάΒ 選手(ボクサーや力士等の例外あり)、家事代行、看護師、教員、金属・化学製品・飲食		医師、飲食店主・従業員(スナック・クラブ・バー・パブ等を除く)、Webデザイナー、介護福祉士、各種スポーツ選手(ボクサーや力士等の例外あり)、家事代行、看護師、教員、金属・化学製品・飲食料品等の製造業作業者、ケアマネージャー、言語聴覚士、小売店・卸売店販売員、コンサルタント、作業療法士、システムエンジニア、電車運転士、配達員(自動車運転者を除く)、弁護士、保育士、理学療法士、理美容師等
-3 80	B級	家具等製造作業者、貨物自動車運転者、漁業作業者、建設作業者、採鉱・採石作業者、タクシー運転者、ダンプ運転者、土木作業者、トラック運転者、農林業作業者、配送業運転者、バス運転者等
引受不可		騎手、金融ブローカー、スタントマン、ストリートパフォーマー、スナック・クラブ・バー・パブ等の飲食店主・従業員、 登山ガイド、爆発物を扱う職業、プロスキーヤー、ボクサー、力士、レーサー、無職者(学生・主婦を含む) 等

※右記に記載している職業例は一例になります。



お支払い対象とならない場合があります!

お支払いできない例 1:骨折

基本タイプ/入院タイプ

Aさん 男性 35歳(受傷時) 美容師



Aさんは、転倒により右手首を骨折し、骨折箇所をギプスで固定するため、5日間入院しました。

医師から、退院後も1か月は美容師の仕事はできないと診断されたため、仕事を休み、通院しながらリハビリを継続しました。

退院から1か月後、美容師の仕事に復帰しました。

→入院日数が7日に満たないため、就労困難一時金・就労所得保障給付金ともにお支払いの対象となりません。

お支払いできない例 2:くも膜下出血

基本タイプ

Bさん 40歳 女性(発症時) 家事代行



Bさんは、仕事中にくも膜下出血で倒れ、大学病院へ入院し治療したのち、リハビリテーション病院に転院しました。継続して90日間入院し、 就労困難一時金と3回の就労所得保障給付金を受け取りました。その後も高度な麻痺が残り、退院後も医師の指示にもとづく自宅療養を 継続していましたが、くも膜下出血が再発し再入院するなど、家事代行の職業に復帰出来ない状態が継続しました。

- →1回の就労困難状態についての支払限度は、就労困難一時金1回と就労所得保障給付金3回です。就労困難状態が回復せず継続しているときに再度7日以上の入院をしても、給付金(就労困難一時金と就労所得保障給付金、以下同じ)のお支払いの対象となりません。
- *再度、給付金が支払われるためには、一度、就労困難状態に該当しなくなること(就労したことなど)が必要です。その就労困難状態に該当しなくなった日の翌日から180日経過した後に、新たに継続して7日以上の入院から始まる就労困難状態に該当することで、給付金のお支払い対象となります。お支払いについての詳細は「契約概要」「注意喚起情報」「約款」をご確認ください。

ご確認事項

「就労困難状態」とは

対象となる就労困難状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。※精神疾患、妊娠・出産等を除きます。

被保険者が「就労困難状態」に該当したか否かは、当社所定の診断書等を用いて医師が証明した内容を確認して判断します。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、 常に医師の管理下において治療に専念すること
②保険証券に記載の 職業に従事できない状態	医師の治療を受けていることにより、保険証券記載の職業または職務に全く従事できない状態

責任開始期前の病気・ケガにより就労困難状態になった場合について

責任開始期前の病気・ケガが原因で就労困難状態になった場合、給付金はお支払いできません。

- ※責任開始期は、当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。
- ※責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、お支払いの対象となります。詳しくは約款をご確認ください。

〈例1〉給付金をお支払いするケース

責任開始期以後に発病した病気やケガを直接の原因で就労困難状態になった場合、給付金をお支払いします。



〈例2〉給付金をお支払いできないケース

責任開始期前に発病した病気やケガを直接の原因で就労困難状態になった場合、給付金をお支払いできません。



- ・「パンフレット」に記載の保障内容・保険料などは2024年4月現在 のものです。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とはアフラック少額短期保険株式会社 のことをいいます。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。"お支払いできない場合"や"新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し"に関する注意点など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お申込みに関するお問い合わせは

<募集代理店>(アフラック少額短期保険株式会社は代理店制度を採用しています)

当代理店はお客様と引受少額短期保険業者の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。